

令和2年5月11日

関係事業者各位

能生商工会
会長 大貫 慶一

糸魚川市飲食店等感染防止対策補助金について（お知らせ）

表題の件について、糸魚川市より通知がありましたので、関係事業者へお知らせいたします。

つきましては、別添資料をご確認いただき、対象となる事業者は申請くださるようお願いいたします。

記

- 1 対象となる事業者
糸魚川市感染拡大防止休業協力金支給対象となる店舗・事業所
（飲食提供、宿泊、観光、娯楽、サービス）
- 2 対象となる経費
飲食店、宿泊施設等において、新しい生活様式（衛生環境の確保、ソーシャルディスタンス等）に向けた対応を行う経費に対し補助します。
（例）飛沫防止シート・間仕切り設置費用 消毒液設置等に要した費用
- 3 対象となる購入費
令和2年5月1日（金）から令和2年5月31日（日）までの間に購入したもの
- 4 補助額
対象経費の9/10（上限10万円） ※1事業者1回限り
- 5 申請期間
令和2年5月11日（月）から令和2年6月15日（月）まで
- 6 申請方法
新型コロナウイルス感染症予防の観点から、「密集」「密接」を防ぐため申請書類は郵送のみで受け付けます
※郵送先 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5
糸魚川市産業部 商工観光課 交流観光係

問合せ先

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室

TEL 025-552-1511（代表）

能生商工会（担当：池田、山本、菅原）

TEL 025-566-2244 FAX 025-566-4374